

第2項の規定の適用を受けようとするとき（同条第1項第1号から第3号までに掲げる者が出願審査の請求をするときに限る。）、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第21条第2項の規定の適用を受けようとするとき、福島復興再生特別措置法第84条第2項の規定の適用を受けようとするとき、特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第10条第2項の規定の適用を受けようとするとき、又は産業競争力強化法第66条第2項の規定の適用を受けようとするときは、「〔手数料の表示〕」の欄の次に「〔手数料に関する特記事項〕」の欄を設けて、「特許法第195条の2の規定による審査請求料の1/2軽減（免除）」、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第8条第2項の規定による審査請求料の1/2軽減」若しくは「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第13条第4項の規定による審査請求料の1/2軽減」、「産業技術力強化法第17条第2項の規定による審査請求料の1/2軽減」、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第21条第2項の規定による審査請求料の1/2軽減」、「福島復興再生特別措置法第84条第2項の規定による審査請求料の1/2軽減」、「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第10条第2項の規定による審査請求料の1/2軽減」又は「産業競争力強化法第66条第2項の規定による審査請求料の2/3軽減」のように審査請求人ごとに行を改めて記載する。第31条の2第3項の規定により産業技術力強化法第17条第2項の規定の適用を受けようとするとき（同条第1項第4号又は第5号に掲げる者が出願審査の請求をするときに限る。）、又は第18条第2項の規定の適用を受けようとするときは「〔手数料の表示〕」の欄の次に「〔手数料に関する特記事項〕」の欄を設けて、「産業技術力強化法第17条第2項の規定による審査請求料の1/2軽減。確認書の番号第〇〇号」又は「産業技術力強化法第18条第2項の規定による審査請求料の1/2軽減。確認書の番号第〇〇号」のように、確認書が交付されていないときに請求するときは「産業技術力強化法第18条第2項の規定による審査請求料軽減申請中」のように審査請求人ごとに行を改めて記載する。第31条の2第5項の規定により中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第2項の規定の適用を受けようとするときは「〔手数料の表示〕」の欄の次に「〔手数料に関する特記事項〕」の欄を設けて、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第2項の規定による審査請求料の1/2軽減。確認書の番号第〇〇号」のように、確認書が交付されていないときに請求するときは「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第2項の規定による審査請求料軽減申請中」のように審査請求人ごとに行を改めて記載する。ただし、備考5により減免を受ける旨等を記載した場合には、記載するには及ばない。

7～9 [略]

様式第69（第69条関係）

[略]

[備考]

1～6 [略]

7 第69条第4項の規定により特許法第109条、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第8条第1項若しくは第13条第3項、産業技術力強化法第17条第1項第1号から第3号まで、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第21条第1項、福島復興再生特別措置法第84条第1項、特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第10条第1項又は産業競争力強化

第2項の規定の適用を受けようとするとき（同条第1項第1号から第3号までに掲げる者が出願審査の請求をするときに限る。）、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第21条第2項の規定の適用を受けようとするとき、福島復興再生特別措置法第84条第2項の規定の適用を受けようとするとき、特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第10条第2項の規定の適用を受けようとするとき、又は産業競争力強化法第75条第2項の規定の適用を受けようとするときは、「〔手数料の表示〕」の欄の次に「〔手数料に関する特記事項〕」の欄を設けて、「特許法第195条の2の規定による審査請求料の1/2軽減（免除）」、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第8条第2項の規定による審査請求料の1/2軽減」若しくは「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第13条第4項の規定による審査請求料の1/2軽減」、「産業技術力強化法第17条第2項の規定による審査請求料の1/2軽減」、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第21条第2項の規定による審査請求料の1/2軽減」、「福島復興再生特別措置法第84条第2項の規定による審査請求料の1/2軽減」、「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第10条第2項の規定による審査請求料の1/2軽減」又は「産業競争力強化法第75条第2項の規定による審査請求料の2/3軽減」のように審査請求人ごとに行を改めて記載する。第31条の2第3項の規定により産業技術力強化法第17条第2項の規定の適用を受けようとするとき（同条第1項第4号又は第5号に掲げる者が出願審査の請求をするときに限る。）、又は第18条第2項の規定の適用を受けようとするときは「〔手数料の表示〕」の欄の次に「〔手数料に関する特記事項〕」の欄を設けて、「産業技術力強化法第17条第2項の規定による審査請求料の1/2軽減。確認書の番号第〇〇号」又は「産業技術力強化法第18条第2項の規定による審査請求料の1/2軽減。確認書の番号第〇〇号」のように、確認書が交付されていないときに請求するときは「産業技術力強化法第18条第2項の規定による審査請求料軽減申請中」のように審査請求人ごとに行を改めて記載する。第31条の2第5項の規定により中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第2項の規定の適用を受けようとするときは「〔手数料の表示〕」の欄の次に「〔手数料に関する特記事項〕」の欄を設けて、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第2項の規定による審査請求料の1/2軽減。確認書の番号第〇〇号」のように、確認書が交付されていないときに請求するときは「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第2項の規定による審査請求料軽減申請中」のように審査請求人ごとに行を改めて記載する。ただし、備考5により減免を受ける旨等を記載した場合には、記載するには及ばない。

7～9 [略]

様式第69（第69条関係）

[略]

[備考]

1～6 [略]

7 第69条第4項の規定により特許法第109条、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第8条第1項若しくは第13条第3項、産業技術力強化法第17条第1項第1号から第3号まで、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第21条第1項、福島復興再生特別措置法第84条第1項、特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第10条第1項又は産業競争力強化